

総社市告示第 15 号

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年総社市告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 22 日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後		改正前																	
<p>(実績報告)</p> <p>第9条 補助対象者は、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>浄化槽法第7条に規定する検査に係る検査依頼書の写し</u></p> <p>(3) <u>浄化槽法第11条に規定する検査に係る検査依頼書の写し（宅内配管工事による加算補助の適用を受ける場合に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人槽区分	限度額	略		6人槽	414,000円	7人槽		<p>(実績報告)</p> <p>第9条 補助対象者は、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>浄化槽法定検査依頼書の写し</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>414,000</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人槽区分	限度額	略		6人槽	414,000	7人槽	
人槽区分	限度額																		
略																			
6人槽	414,000円																		
7人槽																			
人槽区分	限度額																		
略																			
6人槽	414,000																		
7人槽																			

改正後		改正前	
8人槽	548,000円	8人槽	548,000
9人槽		9人槽	
10人槽		10人槽	
備考 単独処理浄化槽の撤去が行われる場合にあつては、当該撤去に要する費用の額（9万円を上限とする。）を加えた額を、単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽の設置に伴って宅内配管工事を行う場合にあつては、当該配管工事に要する費用の額（30万円を上限とする。）を加えた額を限度額とする。		<p>※限度額の特例:浄化槽の設置に伴って単独処理浄化槽の撤去が行われる場合に限り、<u>現行の限度額に当該撤去に要する費用の額（9万円を上限とする。）を加えた額を限度額とする。</u></p>	
様式第1号（第5条関係） （別紙のとおり）		様式第1号（第5条関係） 略	

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	総社市
2 浄化槽の形式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽	人槽
4 交付申請額	金 円
5 設置前の状況	1 新築 2 汲み取り便所 3 単独処理浄化槽 4 合併処理浄化槽
6 加算補助の有無	1 有（単独転換に係る既設単独浄化槽撤去費用） 2 有（単独転換に係る宅内配管工事費用） 3 無
7 住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
8 住宅の種類	1 一般住宅（床面積 m <sup>2</sup> ）
	2 店舗等併用住宅 （居住部分の面積 m <sup>2</sup> ） （その他の面積 m <sup>2</sup> ）
9 着工予定年月日	年 月 日
10 事業完了予定年月日	年 月 日